

各区に共通する課題等への具体的な取り組みにかかる進捗状況確認シート（令和4年10月末時点）

計画第4章に記載している「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況を確認します。

1相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備

1 - 1 複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実

現状	課題
・区保健福祉センターが中心となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催し、「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」の充実を図っている。 ・各区へ専門家等（スーパーバイザー）を派遣し、円滑な連携体制構築への助言や、連携の強化、関係者のスキルアップ等を行っている。 ・「見守り相談室」のCSWが課題解決のため「総合的な支援調整の場（つながる場）」を活用している。	・適切にアセスメントを行い、複合的なニーズに対応する支援をコーディネートすることが必要 ・区職員の福祉施策に関する幅広い知識や調整力等のスキルアップが必要 ・「見守り相談室」のCSWと地域における見守り活動が連携して取り組むことが必要

支援をコーディネートするためのしくみづくり 相談支援を行う機関や人を支えるしくみづくり 地域における見守り活動と連携するしくみづくり	年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性
【P.121】 ・専門的な相談支援機関がそれぞれの分野を超えて連携するしくみの充実を図るとともに、地域の見守り活動と連携した支援体制の充実に向けて取り組みを進めます。 ・分野ごとの相談支援機関、地域だけでは解決できない課題を抱えた人に対して、区保健福祉センターが中心となって、適切にアセスメントを行い、複合的なニーズに対応するさまざまな支援をコーディネートするしくみの充実を図ります。 ・区保健福祉センターや相談支援機関が連携して、複合的な課題を抱えた人に対する確に支援を行っていくことができるよう、また、区保健福祉センターや相談支援機関等がスキルアップできるよう、スーパーバイザーによる助言や研修等ができるしくみを引き続き実施します。 ・複合的な課題を抱え、自ら助けを求めることができない人が、必要な支援を受けながら地域で安心して暮らせるよう、地域における見守り活動との連携を進めます。	令和3年度	・全区において事業を実施し、地域の実情に応じた総合的な相談支援体制の充実に向けた取り組みを行う。 ・各区の進捗状況を把握し、取組内容を共有するとともに、しくみの構築に向けて必要な後方支援を行う。 ・各区において円滑に事業が実施されるよう、今後も継続的に相談支援機関、区職員等を対象とした研修会等を開催する。 ・福祉局において、支援困難事例に対しスーパーバイザーが専門的な助言を行う体制を整備し、各区の取り組みを支援する。	・令和元年度より全区において事業を実施しており、各区において「つながる場」を開催するなど着実に取り組んだ。 【令和3年度末実績（24区計）】 - 相談受付件数 217件、つながる場開催件数 130件 - ツール等の開発 15件、研修会等の開催 28件 ・各区の担当者にヒアリングを行い、事業進捗状況を把握するとともに、区職員を対象とした事業担当者研修会を開催しており、今年度は生活困窮者自立支援機関と見守り相談室を交えたスキルアップ研修や、各区の事業取組内容等の共有等を実施した（5月・9月・1月・3月に実施）。 ・そのほか、庁内ポータルを活用し、研修内容の共有、各区にて開発したツール等の好事例の情報共有や、他区で実施する「つながる場」等への見学の調整を行うなど、必要な後方支援を行った。 ・福祉局にスーパーバイザーとの調整業務等を集約化することにより、効果的・効率的な助言を受けることができる体制（SVバンク）を構築し、各区の取り組みを支援した。	・ヤングケアラーや社会的つながりが希薄な世帯の支援など新しい課題への対応においても、分野を越えた多機関連携が重要となっており、本事業の活用が必要である。 ・支援困難事例などの継続ケースが増加している。 ・今後も研修会の開催や好事例の共有のほか、「総合的な相談支援体制の充実に向けた行動指標」を活用し、市全域において事業の水準を高めていく予定である。
	令和4年度	・全区において事業を実施し、地域の実情に応じた総合的な相談支援体制の充実に向けた取り組みを行う。 ・各区の進捗状況を把握し、取組内容を共有するとともに、しくみの構築に向けて必要な後方支援を行う。 ・各区において円滑に事業が実施されるよう、今後も継続的に相談支援機関、区職員等を対象とした研修会等を開催する。 ・福祉局において、支援困難事例に対しスーパーバイザーが専門的な助言を行う体制を整備し、各区の取り組みを支援する。	・令和元年度より全区において事業を実施しており、各区において「つながる場」を開催するなど着実に取り組んだ。 【令和4年度10月末実績（24区計）】 - 相談受付件数 230件、つながる場開催件数 85件 - ツール等の開発 8件、研修会等の開催 16件 ・つながる体制推進員を各区に1名配置し、定期的に研修を行い資質向上に取り組んだ。 ・区職員を対象とした事業担当者研修会を開催し、課長級の職員とともに各区の事業取組内容等の共有やスキルアップ研修を実施した（5月・8月に実施）。 ・そのほか、庁内ポータルを活用し、研修内容の共有、各区にて開発したツール等の好事例の情報共有や、他区で実施する「つながる場」等への見学の調整を行うなど、必要な後方支援を行った。 ・福祉局にスーパーバイザーとの調整業務等を集約化することにより、効果的・効率的な助言を受けることができる体制（SVバンク）を構築し、各区の取り組みを支援した。	・ヤングケアラーや社会的つながりが希薄な世帯の支援など新しい課題への対応においても、分野を越えた多機関連携が重要となっており、本事業の活用が必要である。 ・支援困難事例などの継続ケースが増加している。 ・今後も研修会の開催や好事例の共有のほか、「総合的な相談支援体制の充実に向けた行動指標」を活用し、市全域において事業の水準を高めていく予定である。
	令和5年度			

各区に共通する課題等への具体的な取り組みにかかる進捗状況確認シート（令和4年10月末時点）

計画第4章に記載している「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況を確認します。

1相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備

1 - 2 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化

現状	課題
・要援護者名簿を地域へ提供し見守り活動につなげている。（約8万2千人） ・福祉専門職のワーカー（CSW）がアウトリーチを行い適切な支援につなげている。 ・認知症高齢者等の行方不明事案について、登録協力者に情報をメール配信している。	・活動に参加することが負担とならないよう、相互に支え合うしくみづくりなどを通して、地域の活動に参加しやすい工夫を行う必要 ・専門的なノウハウを持って取り組む必要のほか、支援機関同士のネットワーク強化を図りながら横断的な支援を行う必要 ・認知症高齢者等の行方不明時に、早期に身元を特定するためのしくみが必要

地域における見守り活動の活発化にかかる支援	年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性
【P.123-124】 ・引き続き、孤立死の防止や災害時の避難支援等にもつながるよう、日頃から見守り活動の活発化に向けた支援等を通して、地域における顔の見える関係づくりに取り組みます。さらに、事業を進めるにあたっては、地域の状況に応じ、区が独自に配置している地域福祉活動の推進役である地域福祉コーディネーター等との連携も含め、取り組みを進めます。 ・見守り活動に関する発表の場やねぎらいの場を設けるなど、見守りの活動者が、自らの活動についてやりがいや手ごたえを感じながら活動を継続することができるよう支援します。 ・また、見守り活動に関する発表の場は、同時に地域住民への貴重な周知・啓発の場ともなるため、見守り活動に関心をもつ人が増え、活動の輪が広がるよう取り組みます。 ・個別訪問や集いの場など、さまざまな手法による見守り活動を重層的に組み合わせることにより、さらにきめ細かい見守りを行うことができるよう、地域資源の把握、開発等に取り組む生活支援コーディネーター等との連携強化を図るとともに、見守りを行っている対象者や活動内容の情報共有のしくみづくり等、見守り活動を行う団体間の相互連携を支援します。 ・また、集いの場などに集まる参加者同士が、お互いに気を掛け合い、助け合うといった「支援する側」「支援される側」に区分されることのない、自然な見守り合いの活動を広げることなどにより、地域における見守り活動を住民全体に広げることができるよう取り組みます。 ・普段からの取り組みが災害時への対応にもつながることから、見守りNW事業が行う日頃の見守り活動と、防災担当における取り組みとの連携・共有等を進めることにより、さらなる地域住民同士のネットワーク強化につなげます。	令和3年度	・各区における課題や目標を共有するため、各区役所及び見守り相談室と課題等共有会議を開催 ・各区見守り相談室において地域へ働きかけを行うことにより、要援護者名簿を活用した見守り活動を推進 ・見守り活動の負担軽減及び活動の強化に向け、活動者間の連携、情報共有 ・見守り相談室と各区において地域の実情に応じて配置している地域福祉コーディネーター等との連携強化	・地域へ提供を行った要援護者数：81,641人 ・要援護者名簿を提供した地域数：市内全333地域 ・要援護者名簿を提供した地域団体数：661団体（令和4年3月末現在）	・要援護者名簿の作成・提供から、名簿を活用した見守り活動の活発化に向けた、地域への支援に取り組んでいく。 ・各区の取り組み事例に関する情報共有等を行うことにより、各区がそれぞれの実情に応じて地域へ働きかけ、支援することができるよう取り組む。
	令和4年度	・各区における課題や目標を共有するため、各区役所及び見守り相談室と課題等共有会議を開催 ・各区見守り相談室において地域へ働きかけを行うことにより、要援護者名簿を活用した見守り活動を推進 ・見守り活動の負担軽減及び活動の強化に向け、活動者間の連携、情報共有 ・見守り相談室と各区において地域の実情に応じて配置している地域福祉コーディネーター等との連携強化	・地域へ提供を行った要援護者数：82,665人 ・要援護者名簿を提供した地域数：市内全334地域 ・要援護者名簿を提供した地域団体数：668団体（令和4年10月末現在）	・要援護者名簿の作成・提供から、名簿を活用した見守り活動の活発化に向けた、地域への支援に取り組んでいく。 ・各区の取り組み事例に関する情報共有等を行うことにより、各区がそれぞれの実情に応じて地域へ働きかけ、支援することができるよう取り組む。
	令和5年度			

各区に共通する課題等への具体的な取り組みにかかる進捗状況確認シート（令和4年10末時点）

計画第4章に記載している「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況を確認します。

1相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備

1 - 2 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化

現状	課題
・要援護者名簿を地域へ提供し見守り活動につなげている。（約8万2千人） ・福祉専門職のワーカー（CSW）がアウトリーチを行い適切な支援につなげている。 ・認知症高齢者等の行方不明事案について、登録協力者に情報をメール配信している。	・活動に参加することが負担とならないよう、相互に支え合うしくみづくりなどを通して、地域の活動に参加しやすい工夫を行う必要 ・専門的なノウハウを持って取り組む必要のほか、支援機関同士のネットワーク強化を図りながら横断的な支援を行う必要 ・認知症高齢者等の行方不明時に、早期に身元を特定するためのしくみが必要

孤立世帯等への取り組み強化	年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性
【P.124】 ・多岐な内容にわたる支援困難事例に対して適切かつ円滑な対応を行うことができるよう、各区のCSWが互いに課題解決へつながった事例の検証やノウハウにかかる情報共有等を行うことにより、CSWのさらなるスキルアップに努めます。 ・制度の狭間や複合的な課題を抱える事例に対しては、令和元年度より市内全域に展開した「総合的な支援調整の場（つながる場）」の機能を活用して対応を進めます。	令和3年度	・CSWのスキルアップを図るため、専門講師を招いたCSW研修会を実施 ・制度の狭間や複合的な課題を抱える事例においては、随時支援調整の場（つながる場）を活用し連携	・CSW研修会を開催 4回 ・相談対応：61,297回 ・ケース会議：598回（令和4年3月末現在）	・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から未回答者への同意確認を兼ねた訪問は休止した期間があったにも関わらず、孤立世帯等への専門的支援については、一定行われており、地域の実情に応じて引き続き取り組みを進めていく。
	令和4年度	・CSWのスキルアップを図るため、専門講師を招いたCSW研修会を実施 ・制度の狭間や複合的な課題を抱える事例においては、随時支援調整の場（つながる場）を活用し連携	・CSW研修会を開催 2回 ・相談対応：39,747回 ・ケース会議：344回（令和4年10月末現在）	・新型コロナウイルス感染拡大防止措置を講じながら、孤立世帯等への専門的支援が一定行われており、地域の実情に応じて引き続き取り組みを進めていく。
	令和5年度			

各区に共通する課題等への具体的な取り組みにかかる進捗状況確認シート（令和4年10末時点）

計画第4章に記載している「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況を確認します。

1相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備

1 - 2 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化

現状	課題
・要援護者名簿を地域へ提供し見守り活動につなげている。（約8万2千人） ・福祉専門職のワーカー（CSW）がアウトリーチを行い適切な支援につなげている。 ・認知症高齢者等の行方不明事案について、登録協力者に情報をメール配信している。	・活動に参加することが負担とならないよう、相互に支え合うしくみづくりなどを通して、地域の活動に参加しやすい工夫を行う必要 ・専門的なノウハウを持って取り組む必要のほか、支援機関同士のネットワーク強化を図りながら横断的な支援を行う必要 ・認知症高齢者等の行方不明時に、早期に身元を特定するためのしくみが必要

認知症高齢者等を見守るための体制の強化	年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性
【P.124】 ・認知症高齢者等の行方不明事案等の再発を防止するため、警察と連携して、保護された本人の同意又はその家族からの相談をもとに「見守り相談室」への事前登録や医療機関への受診の勧奨を行うとともに、介護保険サービスを利用するための支援等を行う取り組みを進めます。 ・「見守りシール」等の配付を行うことにより、早期に身元を特定するための取り組みを進めます。また、認知症高齢者位置情報探索事業を引き続き実施するとともに、「認知症アプリ」により認知症に関する正しい知識について広く普及・啓発を行うなど、ICTを活用した取り組みも進めます。	令和3年度	医療・福祉・介護事業者や企業、地域住民等の協力を得て、行方不明のおそれがある認知症高齢者等の早期発見・保護につなげる見守りネットワークを構築し、万が一認知症高齢者等が行方不明となった場合に、警察搜索の補完的なものとして、行方不明となった方の氏名や身体的特徴等の情報を協力者にメール等で一斉送信する取組を平成27年11月末から実施している。 また、平成29年4月から警察との連携を強化するため認知症高齢者等支援対象者情報提供制度を開始し、行方不明事案等の再発防止に取り組むとともに、平成30年3月から「見守りシール」等を配付し、早期に身元が特定できるための取組を進めている。	・事前登録者：3,910人（令和3年10月末現在） ・協力者：5,462件（令和3年10月末現在） ・メール配信数57件（令和3年10月末実績）	行方不明のおそれがある認知症高齢者等の早期発見・保護につなげるためには協力者の増加が必要であることから、引き続き事業の普及啓発を推進していく。
	令和4年度	医療・福祉・介護事業者や企業、地域住民等の協力を得て、行方不明のおそれがある認知症高齢者等の早期発見・保護につなげる見守りネットワークを構築し、万が一認知症高齢者等が行方不明となった場合に、警察搜索の補完的なものとして、行方不明となった方の氏名や身体的特徴等の情報を協力者にメールで一斉送信する取組を平成27年11月末から実施している。 また、平成29年4月から警察との連携を強化するため認知症高齢者等支援対象者情報提供制度を開始し、行方不明事案等の再発防止に取り組むとともに、平成30年3月から「見守りシール」等を配付し、早期に身元が特定できるための取組を進めている。	・事前登録者：4,298人（令和4年10月末現在） ・協力者：5,548件（令和4年10月末現在） ・メール配信数78件（令和4年10月末実績）	行方不明のおそれがある認知症高齢者等の早期発見・保護につなげるためには協力者の増加が必要であることから、引き続き事業の普及啓発を推進していく。
	令和5年度			

各区に共通する課題等への具体的な取り組みにかかる進捗状況確認シート（令和4年10末時点）

計画第4章に記載している「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況を確認します。

2 福祉人材の育成・確保

2 - 1 地域福祉活動への参加促進

現状	課題
・地縁による地域福祉活動は、その担い手不足やその固定化・高齢化が深刻となっている。 ・退職年齢に達する世代などは新たな担い手としての活躍が期待される。	・あらゆる世代が地域福祉に関心を持ち、活動の輪が広がるよう取り組むことが重要 ・こどもの頃から地域福祉活動に親しみを持てるしかけづくりなど、中長期的な視点も必要

地域福祉活動をはじめるきっかけとなる情報発信	年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性
【P.128】 ・地域の行事や取り組みなどの地域活動、ボランティアに関する先駆的・先進的な事業や実践事例などの情報を発信し、気軽に地域福祉活動に参加できるようなきっかけづくりを行います。 ・情報発信に際しては、より広い世代が情報を受け止め、地域福祉活動へ参加する意欲を高めることができるよう、広報誌やホームページ、SNSなど、ICTを含めた多様な媒体を積極的に活用します。 ・市社協（大阪市ボランティア・市民活動センター）や区社協（区ボランティア・市民活動センター）が行うボランティア活動に関する情報発信等についても、地域福祉活動に参加するきっかけづくりとしてさらに推進していきます。	令和3年度	・各区社会福祉協議会では、定期的に発行する広報紙でさまざまな地域福祉活動を紹介している。ふれあい喫茶や子育てサロン等については、開催日時・場所等を随時ホームページやフェイスブック、Eメール等で配信する等、きめ細やかな情報提供に努めている。 ・また従来実施していなかったYouTubeでの動画配信等、より広い世代が情報を受け止めることができるような新たな発信ツールに意欲的に取り組む等、多様な媒体を活用した事業を積極的に展開している。	・様々なICTツールを活用し情報発信を行うことで、コロナ禍においても地域福祉活動への参加のきっかけづくりが行われており、活動者の交流会等も継続して開催されている。	・地域格差の解消や若年層の参画が課題であり、今後もあらゆる機会を通じて啓発活動を継続していくとともに、コロナの中でも"つながり"を途絶えさせない取り組みを継続し、広げていく。
	令和4年度	・各区社会福祉協議会では、定期的に発行する広報紙でさまざまな地域福祉活動を紹介している。ふれあい喫茶や子育てサロン等については、開催日時・場所等を随時ホームページやフェイスブック、Eメール等で配信する等、きめ細やかな情報提供に努めている。 ・また従来実施していなかったYouTubeでの動画配信等、より広い世代が情報を受け止めることができるような新たな発信ツールに意欲的に取り組む等、多様な媒体を活用した事業を積極的に展開している。	・様々なICTツールを活用し情報発信を行うことで、コロナ禍においても地域福祉活動への参加のきっかけづくりが行われており、活動者の交流会等も継続して開催されている。	・地域格差の解消や若年層の参画が課題であり、今後もあらゆる機会を通じて啓発活動を継続していくとともに、コロナの中でも"つながり"を途絶えさせない取り組みを継続し、広げていく。
	令和5年度			

各区に共通する課題等への具体的な取り組みにかかる進捗状況確認シート（令和4年10末時点）

計画第4章に記載している「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況を確認します。

2 福祉人材の育成・確保

2 - 1 地域福祉活動への参加促進

現状	課題
・地縁による地域福祉活動は、その担い手不足やその固定化・高齢化が深刻となっている。 ・退職年齢に達する世代などは新たな担い手としての活躍が期待される。	・あらゆる世代が地域福祉に関心を持ち、活動の輪が広がるよう取り組むことが重要 ・こどもの頃から地域福祉活動に親しみを育てるしかけづくりなど、中長期的な視点も必要

福祉に関する広報啓発	年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性
【P.128】 ・小学生向け福祉読本「ふだんのくらしを しあわせに」については、引き続き配付を行い、小学生の福祉の理解促進に取り組みます。また、机上学習だけでなく、障がい当事者や福祉施設等との交流等の機会を設けるとともに、区社協が地域の実情等に応じ実施する車いす体験、地域行事へのボランティア参加などの体験型学習と合わせ、福祉を身近に感じることができるよう取り組みます。 ・社会福祉施設や企業、大学、専門学校などが行う社会貢献活動や地域福祉に関する取り組み等を積極的に支援することにより、さまざまな活動主体の参画を促します。 ・大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて開催している地域福祉に関する講習会・講演会等をさらに身近で魅力あるメニューにするとともに、ICT等を効果的に活用してライフスタイルに合わせて参加しやすい工夫を行う等により、退職年齢に達する世代をはじめ、さまざまな世代の方が、地域福祉活動に関心を持ち、参加するためのきっかけづくりを行います。	令和3年度	・小学生向け福祉教材「ふくし読本」及び教員向け指導用副教材を市立小学校に配付し、効果検証のためのアンケートを実施 ・主に市立中学校を対象に、生徒と福祉をつなぐ取り組みを実施 ・専門学校と連携して、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力が伝わるエピソードの漫画作品化を行い、広く市民に周知 ・社会福祉研修・情報センターにおいて、市民向け講座等を開催	・福祉教材を活用した小学校教員が「児童の福祉へのなじみや理解が深まった」と回答した割合 95.1% ・福祉教材を小学3年生に約21,000冊、指導用副教材を教員に約650冊を配付 ・主に市立中学校を対象とした生徒と福祉をつなぐ取り組みを11校に15回実施。 ・漫画作品化した受賞作品をデジタルブック等により市民へ周知を実施したほか、本漫画を用いて福祉・介護の仕事を紹介する冊子を主に市立中学校1年生に約17,300冊配付 ・社会福祉研修・情報センターにおいて、市民向け講座「介護実習講座」、「社会福祉史の市民講座」等を開催。	・小中学生など次世代の地域福祉活動の担い手の理解が深まるよう、効果検証を行いながら、引き続き、福祉教材の配付や生徒と福祉をつなぐ取り組みを実施 ・さまざまな世代の方が、地域福祉活動に関心を持ち、参画できるよう、効果的な広報、啓発を進めていく。
	令和4年度	・小学生向け福祉教材「ふくし読本」及び教員向け指導用副教材を市立小学校に配付し、効果検証のためのアンケートを実施 ・主に市立中学校を対象に、生徒と福祉をつなぐ取り組みを実施 ・専門学校と連携して、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力が伝わるエピソードの漫画作品化を行い、広く市民に周知 ・社会福祉研修・情報センターにおいて、市民向け講座等を開催	・福祉教材を小学3年生に約21,000冊、指導用副教材を教員に約650冊を配付 ・主に市立中学校を対象とした生徒と福祉をつなぐ取り組みを実施。 ・漫画作品化した受賞作品をデジタルブック等により市民へ周知を実施するほか、本漫画を用いて福祉・介護の仕事を紹介する冊子を主に市立中学校1年生に配付する予定。 ・社会福祉研修・情報センターにおいて、市民向け講座「介護実習講座」、「社会福祉史の市民講座」等を開催。	・小中学生など次世代の地域福祉活動の担い手の理解が深まるよう、効果検証を行いながら、引き続き、福祉教材の配付や生徒と福祉をつなぐ取り組みを実施 ・さまざまな世代の方が、地域福祉活動に関心を持ち、参画できるよう、効果的な広報、啓発を進めていく。
	令和5年度			

各区に共通する課題等への具体的な取り組みにかかる進捗状況確認シート（令和4年10末時点）

計画第4章に記載している「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況を確認します。

2 福祉人材の育成・確保 2 - 2 福祉専門職の育成・確保

現状	課題
・大阪市社会福祉研修・情報センターで福祉専門職のスキルアップや離職防止のための研修等を実施している。 ・施設等で働く方々から仕事の魅力が伝わるエピソードを募集し、優秀作品は専門学校の協力を得ながら漫画作品化し、HPや冊子を作成している。 ・中学生を対象として冊子の配付や、福祉教育プログラムを実施している。 ・復職支援研修を実施するほか、大阪府と「福祉の就職総合フェア」を共催している。	・今後ますます多様化・増大化していく福祉ニーズに対応するためには、福祉専門職の育成・確保に向けた取り組みを進めるとともに、福祉専門職のモチベーションの向上等につながる取り組みをさらに強化していくことが必要。

福祉専門職の育成・定着を図る取り組み	年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性
【P.130】 ・社会事業施設協議会・福祉専門職団体・養成校協会・市社協・市立大学等で構成する「大阪市福祉人材養成連絡協議会」における情報交換をさらに充実させるとともに、福祉専門職の育成・確保等に関する調査研究機関として、現場のニーズや実態を踏まえた企画や提案を積極的に行っていきます。 ・福祉専門職がもつ仕事への誇りややりがいを伝える「きらめき大賞」等の取り組みについて、市民への周知方法や周知の場等について検討を進め、より効果的なものとなるよう取り組みを進めます。	令和3年度	・大阪市福祉人材養成連絡協議会において、効果的な研修企画や人材確保に向けた取組みについて情報交換を実施 ・「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」を実施し、社会福祉施設従事者のモチベーションの向上や、市民へのイメージアップを図る。	・大阪市福祉人材養成連絡協議会の総会を11月に開催、作業部会を3月に開催 ・みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞を実施し、優秀作品（5作品）の表彰式を11月に開催 ・みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞では、漫画作品化した受賞作品をデジタルブック等により市民へ周知を実施したほか、本漫画を用いて福祉・介護の仕事を紹介する冊子を主に市立中学校1年生に約17,300冊配付	・みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞では、より効果的なものとなるよう市民への周知方法や周知の場等について検討・取り組みを進める
	令和4年度	・大阪市福祉人材養成連絡協議会において、効果的な研修企画や人材確保に向けた取組みについて情報交換を実施 ・「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」を実施し、社会福祉施設従事者のモチベーションの向上や、市民へのイメージアップを図る。	・大阪市福祉人材養成連絡協議会の総会を9月に開催、作業部会を10月に開催 ・みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞を実施し、優秀作品（5作品）の表彰式を1月に開催予定 ・みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞では、漫画作品化した受賞作品をデジタルブック等により市民へ周知を実施するほか、本漫画を用いて福祉・介護の仕事を紹介する冊子を主に市立中学校1年生に配付する予定	・みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞では、より効果的なものとなるよう市民への周知方法や周知の場等について検討・取り組みを進める
	令和5年度			

各区に共通する課題等への具体的な取り組みにかかる進捗状況確認シート（令和4年10末時点）

計画第4章に記載している「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況を確認します。

- 2 福祉人材の育成・確保
2 - 2 福祉専門職の育成・確保

現状	課題
・大阪市社会福祉研修・情報センターで福祉専門職のスキルアップや離職防止のための研修等を実施している。 ・施設等で働く方々から仕事の魅力が伝わるエピソードを募集し、優秀作品は専門学校の協力を得ながら漫画作品化し、HPや冊子を作成している。 ・中学生を対象として冊子の配付や、福祉教育プログラムを実施している。 ・復職支援研修を実施するほか、大阪府と「福祉の就職総合フェア」を共催している。	・今後ますます多様化・増大化していく福祉ニーズに対応するためには、福祉専門職の育成・確保に向けた取り組みを進めるとともに、福祉専門職のモチベーションの向上等につながる取り組みをさらに強化していくことが必要。

新しい人材の参入に向けた取り組み	年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性
【P.130】 ・これまで福祉専門職が担っていた業務のうち、介護の周辺業務を担当する「介護助手（アシスタントワーカー）」など、福祉専門職が専門性の高い業務に専念できる環境を整備するとともに、新たな人材の確保にもつなげます。 ・将来の職業選択につなげるため、小学生向け福祉読本の配付や中学生向け福祉教育プログラム等の中長期的視点によるアプローチについても、より魅力的な内容となるよう工夫を行い、福祉・介護の理解促進やイメージアップに取り組みます。	令和3年度	・介護助手（アシスタントワーカー）導入に向けたモデル事業を実施 ・将来の福祉の担い手の確保に向けて、中学校の福祉活動充実を図るため、福祉教育プログラムを実施	・6事業所に対して、アシスタントワーカー導入に向けた研修を個別支援を交え月1回程度実施するとともに、9月にアシスタントワーカー募集説明会を生野区、住之江区において実施。 ・11月に、ハローワークと共催で、介護合同就職面接会を実施し、アシスタントワーカーに関する相談ブースを設け、相談者に対して、事業内容や導入施設での働き方などについて説明を行う。また、研修参加の6事業所の面接ブースを設置し、面接希望者への就職面接を実施した。 ・各中学校の希望に応じた福祉教育プログラム（障がいの理解に向けた授業や車いすバスケット体験の授業等）を11校に15回実施	・モデル事業の効果検証から、令和4年度に障がい者支援施設を対象に加えて、本格実施する予定。 ・福祉教育プログラムの内容充実を図りつつ、より多くの学校での福祉教育プログラムの活用を促進し、各学校での福祉教育等の実施・拡充につなげていく
	令和4年度	・令和2年度、3年度のモデル事業の効果検証から、障がい者支援施設を事業の対象に加えるとともに、事業所個々のサービス提供体制に合わせた支援を丁寧にしていく必要があることから、個別支援を重視した研修を3事業所に対して実施 ・将来の福祉の担い手の確保に向けて、中学校の福祉活動充実を図るため、福祉教育プログラムを実施	・3事業所に対して、アシスタントワーカー導入に向けた研修を個別支援を交え月1回程度実施。 ・ハローワークと共催で「介護のしごと就職フェア」を11月11日にあべのハルカスと11月15日に阪急グランドビルで開催し、アシスタントワーカーに関する相談ブースを設け、相談者に対して、事業内容や導入施設での働き方などについて説明を行う。また、あべのハルカス開催分では、2事業所、阪急グランドビル開催分では、1事業所の面談ブースを設置し、面接希望者への就職面接を実施した。 ・各中学校の希望に応じた福祉教育プログラム（障がいの理解に向けた授業や車いすバスケット体験の授業等）を実施	・アシスタントワーカーという職種の普及や雇用につながるよう、本事業参加事業所の情報交換を行いながら取り組みを進める ・福祉教育プログラムの内容充実を図りつつ、より多くの学校での福祉教育プログラムの活用を促進し、各学校での福祉教育等の実施・拡充につなげていく
	令和5年度			

各区に共通する課題等への具体的な取り組みにかかる進捗状況確認シート（令和4年10末時点）

計画第4章に記載している「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況を確認します。

- 2 福祉人材の育成・確保
2 - 3 行政職員の専門性の向上

現状	課題
・福祉に関する法や制度が大きく変化する中、福祉行政に携わる職員には、法制度の理解運用力、施策の企画立案力、分野にまたがる広範な知識、対人援助技術等が求められている ・深刻な虐待事案等権利擁護に関する対応等、行政としての判断や高度な技術を用いた対応が必要となっている	・福祉行政に携わる職員の人材育成を組織的、体系的に実施し、質の高い福祉行政を推進していく必要がある

研修の充実 ジョブローテーションの 推進	年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性
【P.131】 ・住民に最も身近な福祉の行政機関である各区保健福祉センター職員に対する知識、技術等の向上に向けた研修を実施します。 ・福祉職員が専門職としての基礎となる能力等を計画的に習得することができるよう、経験年数に応じた専門研修等を実施します。 ・福祉職員をはじめ、福祉行政に携わる職員が必要な経験や専門性を蓄積できるよう、計画的な人事異動や配置換えによる人材育成（ジョブローテーション）を推進します。	令和3年度	・福祉行政に携わる職員の人材育成を実施、とりわけ、福祉職員に対しては、大阪市「福祉職員」人材育成基本方針に基づき、より高度な専門性の確保に向けた取組を組織的、体系的に実施 【研修】 ・各区保健福祉センター新任職員研修を分野横断的な内容で実施 ・福祉職員に対し、共通して身につけるべき専門的な技術や知識等を体系的に学ぶための専門研修や、経験年数に応じたキャリア研修を実施 【ジョブローテーション】 ・市全体での計画的な人事異動等による人材育成	研修 ・各区保健福祉センター新任職員研修を実施（R3年4月～5月） ・福祉職員に対する専門研修を実施（R3年10月～11月） ・採用2年目の福祉職員に対するキャリア研修を実施（R3年11月） ジョブローテーション ・若手職員の福祉部門への配置を推進 ・福祉職員の計画的な人事異動等によるキャリア形成に向けて、関係局（福祉局・こども青少年局）によるヒアリングを実施（R3年12月）	・複雑化・多様化・深刻化する本市の福祉課題に的確に対応するため、大阪市「福祉職員」人材育成基本方針に基づく取組など、福祉行政に携わる職員の人材育成を推進していく
	令和4年度	・福祉行政に携わる職員の人材育成を実施、とりわけ、福祉職員に対しては、大阪市「福祉職員」人材育成基本方針に基づき、より高度な専門性の確保に向けた取組を組織的、体系的に実施 【研修】 ・各区保健福祉センター新任職員研修を分野横断的な内容で実施 ・福祉職員に対し、共通して身につけるべき専門的な技術や知識等を体系的に学ぶための専門研修や、経験年数に応じたキャリア研修を実施 【ジョブローテーション】 ・市全体での計画的な人事異動等による人材育成	研修 ・各区保健福祉センター新任職員研修を実施（R4年4月～5月） ・福祉職員に対する専門研修を実施予定（R5年1月～2月） ・採用2年目の福祉職員に対するキャリア研修を実施（R4年10月） ・3級2年目の福祉職員に対するキャリア研修を実施予定（R4年11月） ジョブローテーション ・若手職員の福祉部門への配置を推進 ・福祉職員の計画的な人事異動等によるキャリア形成に向けて、関係局（福祉局・こども青少年局）によるヒアリングを実施（R4年12月実施予定）	・複雑化・多様化・深刻化する本市の福祉課題に的確に対応するため、大阪市「福祉職員」人材育成基本方針に基づく取組など、福祉行政に携わる職員の人材育成を推進していく
	令和5年度			

各区に共通する課題等への具体的な取り組みにかかる進捗状況確認シート（令和4年10末時点）

計画第4章に記載している「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況を確認します。

3 権利擁護の取り組みの充実 3 - 1 虐待防止に向けた地域連携の推進

現状	課題
・虐待の防止や早期発見及びその適切な対応について、さまざまな取り組みの実施が重要になっている。 ・虐待防止については、被虐待者が自らSOSを発信できない、発信が難しい状況のため、すべての人が虐待防止の意識を持ち、兆候にいち早く気づき、適切な機関に相談・通報することが重要。	・虐待についての知識・理解の普及啓発に取り組むとともに、地域において情報を共有し、連携協力できるネットワークの構築が必要。 ・施設従事者等に対して、研修等を行い意識の向上を図ることが必要 ・虐待対応に関する法的権限と責務を有する行政職員の専門性の向上が求められている。

地域における虐待についての知識・理解の普及啓発	年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性
【P.133】 ・虐待を早期に発見できる立場にある地域の人々が虐待についての知識・理解を深めるため、すべての年齢層の地域住民、高齢者や障がい者、児童に関わる機会のあるあらゆる関係機関を対象に、相談・通報（児童虐待については通告）・届出先等、窓口周知の徹底を目的に、普及啓発を行い、虐待は、重大な権利侵害であること、地域での関わりが虐待の未然防止・早期発見につながることを広く周知します。 ・高齢者、障がい者虐待 引き続き、地域の課題に即した講演会や研修等を実施するとともに、虐待の相談窓口等を広く周知するためのポスターやチラシを作成・配布します。 ・児童虐待 引き続き、虐待の相談窓口等を広く周知するためのポスターやチラシの作成・配布等を行うとともに、特に11月を児童虐待防止推進月間とし、重層的な広報活動などに取り組みます。（オレンジリボンキャンペーン）	令和3年度	・虐待の早期発見のために、どのようなことが虐待にあたるのか、虐待の兆候や通告・通報窓口を明記したリーフレットを作成して関係機関にも広く周知した。 ・児童虐待においては11月の児童虐待防止推進月間を中心に、様々な関係機関と協働しオレンジリボンキャンペーンを行った。	・通報件数は毎年増加傾向にある。 R1 高齢1,100件 障がい1520件 R2 高齢1,169件 障がい1660件 ・児童虐待相談対応件数 R2 こ相6,239件 24区3,601件 R3（速報値） こ相6,136件 24区4,284件	・高齢者虐待と障がい者虐待合同で啓発物を作成し、広く効果的に虐待防止・早期発見に向けて啓発を実施した。 ・虐待にいち早く気付く立場にある近隣住民等からの通告・通報件数は、専門職からの通告・通報に比べると少なく、地域の特性や課題に応じた効果的な研修会や講演会を引き続き実施し普及啓発に努める。 ・児童虐待においては、引き続き11月の児童虐待防止推進月間を中心に、更なる様々な関係機関と協働し児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を行うべく啓発活動を進めていく。
	令和4年度	・虐待の早期発見のために、どのようなことが虐待にあたるのか、虐待の兆候や通告・通報窓口を明記したリーフレットを作成して関係機関にも広く周知した。 ・児童虐待においては11月の児童虐待防止推進月間を中心に、様々な関係機関と協働しオレンジリボンキャンペーンを行った。	・障がい者・高齢者虐待通報件数 R2 高齢1,169件 障がい1660件 R3（速報値） 高齢1,125件 障がい1645件 ・児童虐待相談対応件数 R2 こ相6,239件 24区3,601件 R3（速報値） こ相6,136件 24区4,284件 R4.10末集計	・高齢者虐待と障がい者虐待に係る啓発物を作成し、広く効果的に虐待防止・早期発見に向けて啓発を実施する予定である。 ・虐待にいち早く気付く立場にある近隣住民等からの通告・通報件数は、専門職からの通告・通報に比べると少なく、地域の特性や課題に応じた効果的な研修会や講演会を引き続き実施し普及啓発に努める。 ・児童虐待においては、引き続き11月の児童虐待防止推進月間を中心に、更なる様々な関係機関と協働し児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を行うべく啓発活動を進めていく。
	令和5年度			

各区に共通する課題等への具体的な取り組みにかかる進捗状況確認シート（令和4年10末時点）

計画第4章に記載している「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況を確認します。

3 権利擁護の取り組みの充実

3 - 1 虐待防止に向けた地域連携の推進

現状	課題
・虐待の防止や早期発見及びその適切な対応について、さまざまな取り組みの実施が重要になっている。 ・虐待防止については、被虐待者が自らSOSを発信できない、発信が難しい状況のため、すべての人が虐待防止の意識を持ち、兆候にいち早く気づき、適切な機関に相談・通報することが重要。	・虐待についての知識・理解の普及啓発に取り組むとともに、地域において情報を共有し、連携協力できるネットワークの構築が必要。 ・施設従事者等に対して、研修等を行い意識の向上を図ることが必要 ・虐待対応に関する法的権限と責務を有する行政職員の専門性の向上が求められている。

ネットワークの構築	年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性
【P.133】 ・高齢者、障がい者虐待 高齢者と障がい者の虐待防止連絡会議において、関係機関が高齢者、障がい者を取り巻く状況や考え方を共有し、機能するよう連携協力します。 ・児童虐待 要保護児童の早期発見や適切な保護・支援を図るための要保護児童対策地域協議会において、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する人、その他関係者が、児童虐待に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応します。 また、要保護児童対策地域協議会での支援対象児童となる前の段階で、「こどもサポートネット」や地域でのさまざまな支援活動等により虐待の未然防止につなげます。	令和3年度	・大阪市及び各区において、障がい者・高齢者虐待防止連絡会議を開催し、関係機関が虐待の実態を把握したうえで、課題及び各機関の役割及び連携方法を確認・検討し、今後の対応に活かせるようにネットワークの強化を図っている。 ・要保護児童対策地域協議会において関係機関と情報共有を行い、適切な支援を図るため連携して対応を行った。	・大阪市障がい者・高齢者虐待防止連絡会議実施予定（R3.12月） ・各区障がい者・高齢者虐待防止連絡会議24区で実施（26回） ・各区要保護児童対策地域協議会を開催 代表者会議 年1回以上（コロナの影響で未開催の区あり） 実務者会議 月1回以上 個別ケース検討会議 随時	・障がい者・高齢者虐待対応を行う中で、個別会議を積み上げ、更なるネットワークの強化を図る。また、各区においても虐待防止連絡会議を開催し、区の特性を活かして、課題を解決し虐待対応における連携・協力ができるように体制強化を目指す。 ・引き続き、要保護児童対策地域協議会においても各機関の役割分担や支援方針を確認・検討し、支援家庭への課題解決のための連携協力体制を更に進めていく。
	令和4年度	・大阪市及び各区において、障がい者・高齢者虐待防止連絡会議を開催し、関係機関が虐待の実態を把握したうえで、課題及び各機関の役割及び連携方法を確認・検討し、今後の対応に活かせるようにネットワークの強化を図っている。 ・要保護児童対策地域協議会において関係機関と情報共有を行い、適切な支援を図るため連携して対応を行った。	・大阪市障がい者・高齢者虐待防止連絡会議実施予定（R4.1月開催予定） ・各区障がい者・高齢者虐待防止連絡会議24区で実施（集計中） ・各区要保護児童対策地域協議会を開催 代表者会議 年1回以上（コロナの影響で未開催の区あり） 実務者会議 月1回以上 個別ケース検討会議 随時	・障がい者・高齢者虐待対応を行う中で、個別会議を積み上げ、更なるネットワークの強化を図る。また、各区においても虐待防止連絡会議を開催し、区の特性を活かして、課題を解決し虐待対応における連携・協力ができるように体制強化を目指す。 ・引き続き、要保護児童対策地域協議会においても各機関の役割分担や支援方針を確認・検討し、支援家庭への課題解決のための連携協力体制を更に進めていく。
	令和5年度			

各区に共通する課題等への具体的な取り組みにかかる進捗状況確認シート（令和4年10末時点）

計画第4章に記載している「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況を確認します。

3 権利擁護の取り組みの充実
3 - 1 虐待防止に向けた地域連携の推進

現状	課題
・虐待の防止や早期発見及びその適切な対応について、さまざまな取り組みの実施が重要になっている。 ・虐待防止については、被虐待者が自らSOSを発信できない、発信が難しい状況のため、すべての人が虐待防止の意識を持ち、兆候にいち早く気づき、適切な機関に相談・通報することが重要。	・虐待についての知識・理解の普及啓発に取り組むとともに、地域において情報を共有し、連携協力できるネットワークの構築が必要。 ・施設従事者等に対して、研修等を行い意識の向上を図ることが必要 ・虐待対応に関する法的権限と責務を有する行政職員の専門性の向上が求められている。

施設従事者等の意識の向上	年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性
【P.133】 ・介護保険サービス・障がい福祉サービス事業者等への集団指導において、施設従事者等の通報義務を周知徹底します。 ・虐待を未然に防止する予防的取り組みとして、実地指導を通じて、不適切ケア・不適切な施設運営等への指導を強化するなど、将来の虐待の芽を摘むために取り組むとともに、施設従事者の意識の向上を図ります。	令和3年度	・令和3年度の集団指導は大阪市が指定する介護保険事業所を対象にオンライン上にて実施した。オンライン集団指導は、施設従事者等による虐待防止に関する内容も掲載した。 ・大阪市が指定する全ての障がい福祉サービス事業者等に対して、Web方式にて集団指導を実施した。その際に、障がい者虐待防止法等に関する内容を盛り込み、通報義務や管理者の責務について掲載した。 ・実地指導において、事業所の虐待防止に対する取り組みの確認を行った。	・介護保険事業所等の実地指導件数は627事業。虐待防止に関する内容を含むオンライン集団指導について、6,707（全体の約97.8％）の介護保険事業所が受講した。 ・障がい福祉サービス事業所等の実地指導件数は751事業。集団指導では、5,489事業所（全体の約84.7％）が参加した。 ・虐待通報は、102件（介護保険事業所等）及び117件（障がい福祉サービス事業所等）である。	・オンライン集団指導の欠席事業者に対しては、実地指導を通じて事業所内での研修等を指導する。 ・今後も引き続き集団指導及び実地指導を通じて、通報義務の周知徹底や施設等従事者の意識の向上を図る。 ・特に、実地指導においては、引き続き事業所の虐待防止の取り組みについて確認をおこない、不適切ケア、不適切な施設運営等への指導を実施、虐待通報や事故報告書等で虐待疑いのある案件については、直ちに確認をおこない、指導を実施する。
	令和4年度	・令和3年度の集団指導は大阪市が指定する介護保険事業所を対象にオンライン上にて実施した。オンライン集団指導は、施設従事者等による虐待防止に関する内容も掲載した。 ・大阪市が指定する全ての障がい福祉サービス事業者等に対して、Web方式にて集団指導を実施した。その際に、障がい者虐待防止法等に関する内容を盛り込み、通報義務や管理者の責務について掲載した。 ・実地指導において、事業所の虐待防止に対する取り組みの確認を行った。	・介護保険事業所等の実地指導件数は1437事業。虐待防止に関する内容を含むオンライン集団指導について、5,102（全体の約73％）の介護保険事業所が受講した。 ・障がい福祉サービス事業所等の実地指導件数は1,032事業。集団指導では、5,773事業（全体の約77.3％）が参加した。 ・虐待通報は、52件（介護保険事業所等）及び58件（障がい福祉サービス事業所等）である。	・オンライン集団指導の欠席事業者に対しては、実地指導を通じて事業所内での研修等を指導する。 ・今後も引き続き集団指導及び実地指導を通じて、通報義務の周知徹底や施設等従事者の意識の向上を図る。 ・特に、実地指導においては、引き続き事業所の虐待防止の取り組みについて確認をおこない、不適切ケア、不適切な施設運営等への指導を実施、虐待通報や事故報告書等で虐待疑いのある案件については、直ちに確認をおこない、指導を実施する。
	令和5年度			

各区に共通する課題等への具体的な取り組みにかかる進捗状況確認シート（令和4年10末時点）

計画第4章に記載している「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況を確認します。

3 権利擁護の取り組みの充実
3 - 1 虐待防止に向けた地域連携の推進

現状		課題		
・虐待の防止や早期発見及びその適切な対応について、さまざまな取り組みの実施が重要になっている。 ・虐待防止については、被虐待者が自らSOSを発信できない、発信が難しい状況のため、すべての人が虐待防止の意識を持ち、兆候にいち早く気づき、適切な機関に相談・通報することが重要。		・虐待についての知識・理解の普及啓発に取り組むとともに、地域において情報を共有し、連携協力できるネットワークの構築が必要。 ・施設従事者等に対して、研修等を行い意識の向上を図ることが必要 ・虐待対応に関する法的権限と責務を有する行政職員の専門性の向上が求められている。		

虐待対応に従事する行政職員の専門性の確保	年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性
【P.133-134】 ・虐待対応において、適切かつ迅速に対応するため、職員の経験年数に応じた階層別研修等を行います。 ・高齢者、障がい者虐待 高齢者虐待の対応を担当する区役所職員及び地域包括支援センター、総合相談窓口職員、障がい者虐待の対応を担当する区役所職員及び障がい者基幹相談支援センター職員それぞれを対象とする研修、事例検討会等を計画的に実施します。 ・児童虐待 児童虐待の対応を担当する区役所職員及びこども相談センター職員に対する研修を計画的に実施します。	令和3年度	・障がい者・高齢者虐待対応において、適切かつ迅速に対応するため、スキル別研修を計画し「初任者研修」「初級者研修」「総合相談窓口担当者・地域包括支援センター初任者研修」（高齢者虐待）「管理職研修」「事例検討会（3回）」（高齢者虐待）「中堅期研修（高齢者虐待）」「中堅期研修（障がい者虐待）」「事例検証会議（障がい者虐待）」を実施した。 ・児童虐待対応において、適切な支援方法を習得するため、各区保健福祉センター子育て支援室職員への研修を実施した。 「児童福祉司任用前講習会（2回）」「要保護児童対策調整機関の調整担当者研修（2回）」「こども相談センター実地研修（2回）」「体罰によらない子育てを推進する職員研修（3回）」「精神科医師による児童家庭相談担当者研修」を実施した。	（参加者：障がい者・高齢者虐待対応担当） 33名 18名 69名 26名 22名 142名 27名 資料送付 (参加者：児童虐待対応担当) 65名(2回延べ) 88名 (2回延べ) 56名(2回延べ) 81名(3回延べ) 17名	・障がい者虐待・高齢者虐待対応において、適切かつ迅速に対応するため、今後も引き続き効果的な研修、事例検討を行い、虐待対応担当職員のスキルアップに努める。 ・児童虐待対応において、引き続き平成28年度法改正による研修や・こども相談センター実地研修・スキルアップ研修・体罰によらない子育てを推進する職員研修・精神科医師による児童家庭相談担当者研修等を開催し、担当者の更なるスキルアップを図る。
	令和4年度	・障がい者・高齢者虐待対応において、適切かつ迅速に対応するため、スキル別研修を計画し「初任者研修」（障がい・高齢共通）「管理職研修」（障がい・高齢共通）「総合相談窓口担当者・地域包括支援センター初級者研修」（高齢）を実施した。今後、「中堅期研修」（高齢）「中堅期研修」（障がい）「事例検証会議」（障がい）「事例検討会議」（高齢）を実施予定である。 ・児童虐待対応において、適切な支援方法を習得するため、各区保健福祉センター子育て支援室職員への研修を実施した。 「児童福祉司任用前講習会（2回）」「要保護児童対策調整機関の調整担当者研修（2回）」「こども相談センター実地研修（2回）」「体罰によらない子育てを推進する職員研修（1回）」を実施し、「精神科医師による児童家庭相談担当者研修」を実施予定。	（参加者：障がい者・高齢者虐待対応担当） 41名 31名 55名 実施予定 (参加者：児童虐待対応担当) 61名(2回延べ) 107名 (2回延べ) 46名(2回延べ) 82名	・障がい者虐待・高齢者虐待対応において、適切かつ迅速に対応するため、今後も引き続き効果的な研修、事例検討を行い、虐待対応担当職員のスキルアップに努める。 ・児童虐待対応において、引き続き平成28年度法改正による研修や・こども相談センター実地研修・スキルアップ研修・体罰によらない子育てを推進する職員研修・精神科医師による児童家庭相談担当者研修等を開催し、担当者の更なるスキルアップを図る。
	令和5年度			

各区に共通する課題等への具体的な取り組みにかかる進捗状況確認シート（令和4年10月末時点）

計画第4章に記載している「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況を確認します。

3 権利擁護の取り組みの充実 3 - 2 成年後見制度の利用促進

現状	課題
・法定後見制度は、対象者の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の三つの類型があるが、判断能力が欠けているのが通常の状態である「後見」の利用が大半を占めている。 ・「大阪市成年後見支援センター」を開設し、制度利用に関する専門的な支援や市民後見人の養成、支援について積極的に取り組んでいる。 ・2016（平成28）年5月に、成年後見制度の利用促進に関する法律が施行され、国において利用促進の基本計画が定められ、市町村においても基本的な計画を定める努力義務が規定された。	・社会生活に大きな支障が生じるまでの間に制度が利用されていないことや、財産管理を中心とした支援となっており、意思決定支援や身上保護等の福祉的視点に乏しい運用となっている。 ・国の基本計画にある「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」のためのしくみづくりや、広報・相談・制度利用促進・後見人支援等の各機能を充実することが必要。

地域連携ネットワーク構築の推進	年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性
【P.135】 ・相談支援機関が権利擁護支援を必要とする人を発見し、本人を中心とする「チーム」を形成し、権利擁護支援にあたります。成年後見人等が選任された後も本人支援が必要な場合は、後見人とともにチームとして支援を行います。 ・計画的に整備してきた「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」が円滑に機能するよう、引き続き、専門職団体、家庭裁判所等関係機関と連携協力し、成年後見制度の利用促進や後見人支援の取り組みを進めます。 ・相談支援機関職員に対する継続的な研修の実施等、相談機能の充実に努めます。	令和3年度	・大阪市成年後見支援センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援する仕組みを整備している。 ・「協議会」に5つの部会（広報・相談・制度利用促進・後見人支援・点検評価）を設置し、成年後見支援センター・福祉局・3士会（弁護士会・社会福祉士会・司法書士会）を中心として、家庭裁判所とも連携しながら取り組みを進めている。 ・相談支援機関が地域で「チーム」を形成して、適切に支援できるよう、研修を行うとともに、成年後見支援センターと福祉局が随時後方支援を行っている。	・協議会の機能を果たすため5つの部会を開催（各年2回ずつ開催） ・1月に全相談支援機関に対して制度利用促進の研修を実施予定（新型コロナウイルス感染拡大防止のため動画視聴による開催）	・各部会では専門的な知見により、それぞれの分野について引き続き協議し、効果的な取り組みを進めていく。 ・相談支援機関職員が、制度利用を必要とする方に早期に気づき、本人の意思決定に基づく適切な支援ができるよう、引き続き研修を実施していく。
	令和4年度	・大阪市成年後見支援センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援する仕組みを整備している。 ・「協議会」に5つの部会（広報・相談・制度利用促進・後見人支援・点検評価）を設置し、成年後見支援センター・福祉局・3士会（弁護士会・社会福祉士会・司法書士会）を中心として、家庭裁判所とも連携しながら取り組みを進めている。 ・相談支援機関が地域で「チーム」を形成して、適切に支援できるよう、研修を行うとともに、成年後見支援センターと福祉局が随時後方支援を行っている。	・協議会の機能を果たすため5つの部会を開催（各年2回ずつ開催）（令和4年10月末までに各部会1回ずつ開催済み） ・令和5年1月・3月に全相談支援機関に対して制度利用促進の研修を実施予定（新型コロナウイルス感染拡大防止のため2回に分けて実施予定（集合形式））	・各部会では専門的な知見により、それぞれの分野について引き続き協議し、効果的な取り組みを進めていく。 ・相談支援機関職員が、制度利用を必要とする方に早期に気づき、本人の意思決定に基づく適切な支援ができるよう、引き続き研修を実施していく。
	令和5年度			

各区に共通する課題等への具体的な取り組みにかかる進捗状況確認シート（令和4年10末時点）

計画第4章に記載している「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況を確認します。

3 権利擁護の取り組みの充実 3 - 2 成年後見制度の利用促進

現状	課題
・法定後見制度は、対象者の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の三つの類型があるが、判断能力が欠けているのが通常の状態である「後見」の利用が大半を占めている。 ・「大阪市成年後見支援センター」を開設し、制度利用に関する専門的な支援や市民後見人の養成、支援について積極的に取り組んでいる。 ・2016（平成28）年5月に、成年後見制度の利用促進に関する法律が施行され、国において利用促進の基本計画が定められ、市町村においても基本的な計画を定める努力義務が規定された。	・社会生活に大きな支障が生じるまでの間に制度が利用されていないことや、財産管理を中心とした支援となっており、意思決定支援や身上保護等の福祉的視点に乏しい運用となっている。 ・国の基本計画にある「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」のためのしくみづくりや、広報・相談・制度利用促進・後見人支援等の各機能を充実することが必要。

成年後見制度の普及啓発の推進	年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性
【P.136】 ・効果的な広報手法等を検討し、本人や支援者が成年後見制度の内容やメリットを理解して、必要な支援を受けることができるよう、わかりやすい説明に努めます。 ・制度の普及啓発を通じて、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用を促進します。	令和3年度	・判断能力低下の比較的早い段階から本人の意思により申立てできるよう、当事者の家族会等と連携協力し、広く制度を普及啓発するための物品作成等を進めている。 ・地域や施設等に出向いて制度説明会を実施し、普及啓発に努めている。	・本人向け制度説明用リーフレット等の作成・配布 計8,848部 ・ホームページを通じた情報提供の実施 「よくある質問（FAQ）」の改定、申立書類ダウンロードページの掲載等 ・啓発シンポジウム、講演会の開催 啓発シンポジウム（令和3年12月実施）計186人参加 大阪府・大阪市・堺市社協合同啓発シンポジウム（令和4年2月実施）計400人参加 ・研修等への講師派遣、視察対応等：8回（うち1回新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）	・本人や支援者が、成年後見制度の内容やメリットを理解して必要な支援を受けることができるよう、引き続き効果的な広報手法等を検討し、広く制度の普及啓発に努める必要がある。
	令和4年度	・判断能力低下の比較的早い段階から本人の意思により申立てできるよう、当事者の家族会等と連携協力し、広く制度を普及啓発するための物品作成等を進めている。 ・地域や施設等に出向いて制度説明会を実施し、普及啓発に努めている。	・本人向け制度説明用リーフレット等の作成・配布 ・ホームページを通じた情報提供の実施 申立書類ダウンロードページの掲載等 ・啓発シンポジウム、講演会の開催 大阪府・大阪市・堺市社協合同啓発シンポジウム（令和5年2月実施予定） 啓発講演会（令和5年3月実施予定） ・研修等への講師派遣、視察対応等	・本人や支援者が、成年後見制度の内容やメリットを理解して必要な支援を受けることができるよう、引き続き効果的な広報手法等を検討し、広く制度の普及啓発に努める必要がある。
	令和5年度			

各区に共通する課題等への具体的な取り組みにかかる進捗状況確認シート（令和4年10月末時点）

計画第4章に記載している「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況を確認します。

3 権利擁護の取り組みの充実 3 - 2 成年後見制度の利用促進

現状	課題
・法定後見制度は、対象者の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の三つの類型があるが、判断能力が欠けているのが通常の状態である「後見」の利用が大半を占めている。 ・「大阪市成年後見支援センター」を開設し、制度利用に関する専門的な支援や市民後見人の養成、支援について積極的に取り組んでいる。 ・2016（平成28）年5月に、成年後見制度の利用促進に関する法律が施行され、国において利用促進の基本計画が定められ、市町村においても基本的な計画を定める努力義務が規定された。	・社会生活に大きな支障が生じるまでの間に制度が利用されていないことや、財産管理を中心とした支援となっており、意思決定支援や身上保護等の福祉的視点に乏しい運用となっている。 ・国の基本計画にある「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」のためのしくみづくりや、広報・相談・制度利用促進・後見人支援等の各機能を充実することが必要。

市民後見人の養成・支援	年度	内容	成果（量的・質的）	課題・今後の方向性
【P.137】 ・市民後見人のバンク登録者を増やすため、市民後見人の活動を広く周知することにより知名度を向上させるとともに、一人でも多くの市民にご協力を得ることができるよう養成方法（養成会場やカリキュラム）を工夫します。 ・身上監護を中心とする市民後見人の活動を拡大するとともに、その活動をサポートする中核機関の機能充実を図ります。	令和3年度	・市民後見人のバンク登録者を増やすため、市民後見人の活動の普及啓発を行うとともに、受講者のニーズに配慮した養成方法を検討している。	・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により集合型のオリエンテーションは中止し、動画視聴により実施した。 ・7～11月に基礎講習（4日間）、10～12月に実務講習（6日間）それぞれ市内北部と南部に分けて開催、また施設実習を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、施設実習は中止とし、代替カリキュラム及び課題提出により対応 （令和4年3月末現在） ・第15期市民後見人養成講座修了者数：34人 ・市民後見人バンク登録者数：282人 ・市民後見人の受任者数：296人	・市民後見人の活動や必要性を多くの人に理解してもらえよう、引き続き効果的に普及啓発する必要がある。 ・市民後見人養成講座に参加しやすいよう開催場所・時間帯・内容等の更なる工夫の検討が必要である。
	令和4年度	・市民後見人のバンク登録者を増やすため、市民後見人の活動の普及啓発を行うとともに、受講者のニーズに配慮した養成方法を検討している。	・集合型のオリエンテーションを開催（令和4年5月：計4回） 参加人数：計205人 今年度新たにオオサカメトロを活用した有料広告を実施 ・養成講座について市内北部と南部に分けて開催 （新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、施設実習は中止とし、代替カリキュラム及び課題提出により対応）	・市民後見人の活動や必要性を多くの人に理解してもらえよう、引き続き効果的に普及啓発する必要がある。 ・市民後見人養成講座に参加しやすいよう開催場所・時間帯・内容等の更なる工夫の検討が必要である。
	令和5年度			